

◆..... 不必要な繁殖を防いで快適な生活環境を◆

猫の避妊・去勢手術費用を補助します

対象者	①本市で登録を受けた地域ねこ活動団体②市内在住のかた(営利目的を除く)
補助経費	不必要な猫の繁殖と野良猫の増加を防止するための避妊・去勢手術費用
補助金額 (1匹当たり)	●避妊／①上限8,000円②上限2,000円 ●去勢／①上限4,000円②上限1,000円 (予算がなくなり次第終了。②は補助経費の2分の1以内で100円未満の端数は切り捨て)
申請方法	手術翌日から3カ月以内(令和2年3月31日以前に手術した場合は6カ月以内)に①申請書 ②請求書③領収書(①②は環境課で配布。ホームページからもダウンロード可。③は手術名・実施年月日と獣医師の印または領収印があるもの)を直接(土・日曜日、祝・休日を除く 午前8時30分～午後5時15分)

申請・問い合わせ先／市役所環境課環境保全係 ☎76-8136

国民年金の加入手続き・免除制度

国民年金保険料を納めると、病気などによる重い障がいや配偶者の死亡といった事態に備えた補償が受けられるとともに、老後に年金を受給できます。

保険料は4月から月額16,540円に

国民年金保険料が本年度から月額130円引き上げられます。また、お得な前納制度などがあるほか、口座振替やクレジットカードでまとめて前払いすると便利です。詳細は瀬戸年金事務所(☎83-9045)にお問い合わせください。

老齢基礎年金の受給

原則、厚生年金などの加入期間と、国民年金保険料の納付済み・免除期間などを合算し、10年以上あることが必要です。

加入手続き

種別	手続き先
第1号被保険者(自営業、学生などで20歳以上60歳未満のかた)	市役所保険医療課国保年金係
第2号被保険者(厚生年金に加入している会社員、公務員などで70歳未満のかた)	勤務先
第3号被保険者(第2号被保険者である配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満のかた)	第2号被保険者の勤務先(配偶者が退職したときは、自身で第1号被保険者への切り替え手続きが必要)

産前産後期間の保険料を免除

内 容	出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月間)の国民年金保険料が免除されます
対 象 者	国民年金第1号被保険者で出産予定日または出産日が平成31年2月以降のかた
申請方法	下記必要書類を持参の上、直接(土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分) ●母子健康手帳(出産前の場合)●来庁者の身分証明書と印鑑(同一世帯でない場合は委任状も必要)●出生証明書など出産日と親子関係を明らかにする書類(被保険者と子が別世帯の場合)

申請・問い合わせ先／市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151